

環境省
令和4年度大企業のサプライチェーン全体の脱炭素化推進モデル事業
公募要領

1 背景

パリ協定において企業等の非政府主体における温室効果ガス(GHG)排出量の削減が求められたことから、グローバル企業を中心に、パリ協定に整合した科学的根拠に基づく中長期の排出削減目標を設定する「Science Based Targets」(SBT)等の脱炭素経営の取組が広がっており、環境省ではこれまで、企業別の SBT 目標設定支援や目標設定後の SBT 達成に向けた取組の促進等を行ってきています。

そして、我が国の GHG 排出量を 2050 年までに実質ゼロとするためには、脱炭素に向けた取組を、個別企業における取組に加えて、サプライチェーン(SC)全体に広げていくことが重要です。

そのため、本事業では SC 全体での排出量の抜本的な削減を目指す企業を対象に、目標実現に向けた具体的な対策の検討、及び削減計画の策定を支援します。

つきましては、本業務へ参加を希望する企業を以下のとおり募集いたします。

なお、本事業の運営は、環境省から委託を受けたポストン・コンサルティング・グループ合同会社(以下、「BCG」という。)が、事務局となって実施いたします。

2 モデル事業の内容

2.1 対象企業

本モデル事業に参加できる企業は、以下のうち具体的な削減計画の策定を希望する企業になります。

- SBT 認定取得済みあるいはコミット中の企業
- その他、SC 全体での中長期削減目標を対外的に公表している企業

2.2 参加形態

本事業では取組の内容に応じ、以下3つのタイプからの参加を募集しています。

- Type A. : 個社単独で参加し、「個社が主導する SC 排出削減」をゴールにした取組を実施。成果物として、Scope 3 排出量の削減に向けた具体的な対策及び実行計画を、策定する想定
- Type B. : 個社と SC 企業との共同参加により、「SC 排出削減のモデル化とその横展開」をゴールにした取組を実施。成果物として、SC 企業との共同検討に基づいた Scope3 排出削減の実行計画を、策定する想定
- Type C. : 業界として SC 排出削減の検討をリードできる企業群で参加し、「SC 排出削減のためのエコシステム¹形成」の取組を実施。成果物として、特定の Scope3 削減テーマ

¹ 本事業における「エコシステム」とは、SC の排出削減に向け、複数の企業が企業の垣根を越えて協業している状態を指す

に関するエコシステム創出に向けた実行計画を、策定する想定

(参加形態ごとの比較は、別添「2022 年度モデル事業_2.事業概要」P.3 を参照)

2.3 取組内容とスケジュール

本事業では、8月～1月の約6カ月間、排出削減目標の実現に向け、参加形態ごとに実行計画の策定等に取組んでいただきます。

なお、各ステップの進め方については、標準的なものとして以下を想定しておりますが、企業のこれまでの検討経緯や要望を踏まえながら、参加企業毎に調整いたします。

Type A. : 個社が主導する SC 排出削減

- ① 目指す姿の特定(8～9月)
 - 脱炭素経営に取組む経営戦略上の目的や意義を明確化
 - SC 排出量の現状と今後の見通しを把握し、目標達成に必要となる削減量を特定
- ② 排出削減施策の検討(9～12月)
 - SC 全体での排出削減の具体的な打ち手を、抜本的な対策を含めて幅出し
 - その上で打ち手を評価し、優先的に実施するものを決定
- ③ 実行計画の作成(12～1月)
 - 目標達成に向けた実行計画をロードマップとして明確化
 - 全社戦略や対外コミュニケーションにどのように接続するかを明確化

Type B. : SC 排出削減のモデル化とその横展開

- ① 目指す姿の特定(8月)
 - 自社及び自社の主要な SC 企業にとって、排出削減に取組む意義・目的を明確化
 - 自社の目標達成のために、SC 企業のエンゲージメントがどのような位置づけにあるかを明確化
- ② 特定 SC 企業とのモデルケースの創出(9～11月)
 - 特定 SC 企業(共同参画する自社 SC 企業)と、排出削減のモデルケースを創出
- ③ 横展開に向けた仕組みの設計(11～12月)
 - モデルケースの取組を"型"として標準化した上で、モデルケース以外の SC 企業に横展開するための仕組みを構築
- ④ 実行計画の作成(12～1月)
 - 横展開するために必要な体制整備や対外コミュニケーション等も含め、実行計画を取りまとめ

Type C. : SC 排出削減のためのエコシステム形成

- ① 目指す姿の特定(8～9月)
 - 企業横断で排出削減の取組を行う意義・目的を明確化
 - 企業横断で協調して検討する SC 排出削減のテーマを選定

- ② エコシステム構築の検討(10～12月)
 - 排出削減目標達成に必要な"エコシステム"の構築に向け、企業横断で取組む具体的な施策を検討
- ③ 実行計画の作成(12～1月)
 - エコシステムを構築するために必要な体制整備等も含め、実行計画を取りまとめ

(参加形態ごとの取組内容とスケジュールの詳細は、別添「2022 年度モデル事業_2.事業概要」P.5～10を参照)

2.4 参加企業に求められる役割と支援の進め方

参加企業は、BCG の支援を受けつつ、自らが主体的に検討を進めることで、上記 2.3 の取組を実施するためのノウハウを習得します。具体的には、必要に応じて関連部署を巻き込んだ情報収集/分析/施策・実行計画の検討や、施策や実行計画に対する経営層から承認の取得等を、主体的に実施します。

BCG は、参加企業の本社や事業所あるいはウェブ会議等で面談し、参加企業による対策の検討や計画策定に関する調査・ディスカッションに伴走します。具体的には、先進企業のベストプラクティスの紹介、経営陣との議論を通じた方向性の明確化、検討の進め方や内容に関するアドバイス等を、実施します。

採択決定後速やかに本事業による支援を開始し、令和5年1月ごろまで支援を実施する予定です。

3 モデル事業への参加方法

3.1 応募条件

- SBT 等の SC を含めた排出削減目標を設定済み(あるいはコミット中)であること。
- CEO 等の経営トップも含めて本事業に取組むコミットをしており、主体的に計画策定をする体制を構築(必要な人員・時間等のリソースを確保)し、会社またはグループ全体として関係部署を巻き込み業務を実施する意欲を持っていること。
- 検討の基礎となるデータや協業相手の目途等、検討に向けた準備ができていること。
- 本事業の中で詳細に検討したい排出削減施策のアイデアがあり、そのアイデアが SC の排出削減に大きな効果が期待できること。
- モデル事業の結果について、事業終了後に経営層や調達部門等を含む「社内報告会」を開催すること。開催場所は企業の事業所を想定しているが、状況に応じて WEB での開催を検討すること。発表資料は原則として参加企業にて作成すること。
- 環境省、モデル事業に参加した企業(及びそのサプライヤー等の関係者)で、それぞれの成果について発表し、情報を共有する「合同報告会」に参加すること。開催場所は都内を想定しているが、状況に応じて WEB での開催を検討する。報告資料は原則として参加企業にて作成すること。
- 本モデル事業の結果を踏まえて、環境省は「SBT 等の達成に向けた GHG 排出削減計画策定ガイドブック」を改定する予定であり、モデル事業における検討過程や結果について、事例として当該ガイドブック等へ掲載することに協力すること。(ただし、企業の秘密情報の開示を求めるものではありません。)
- SBT 認定について、認定の取得、認定の申請、コミット等の状況の変更があった場合は、速やかに事務局に報告すること。

(選定要件等の詳細は、別添「2022 年度モデル事業_2.事業概要」P.12 を参照)

3.2 募集期間

令和4年6月20日(月)～7月19日(火) 17時必着

3.3 応募手続き及び参加企業の採択

① 応募手続き

本事業を希望する企業は、申請書に必要事項を記載し、PDF 化したファイルを提出期限までに、下記提出先に電子メールにて提出してください。Type B. または Type C. のいずれかの形態にて参加を希望する場合は、共に参加する企業に申請書の別添を記入いただき、主たる参加企業 1 社が集約して提出してください。

提出された申請書は本支援の採択に関する審査、及び採択企業に対する支援メニューの検討以外の目的には使用しません。

なお、申請書を提出した企業には事務局から、申請書の内容に関する問合せやヒアリングをする場合がございます。

② 申請書提出先

E-mail: SBTsupport2022@bcg.com

③ 採択基準と採択企業数

応募条件を満たしている企業のうち、申請書の記載内容とヒアリングを総合的に考慮し、4社程度を採択いたします。

(選定要件等の詳細は、別添「2022 年度モデル事業_2.事業概要」P.12 を参照)

3.4 免責事項

① 本事業の運営は、BCG が実施する。申請書を提出した企業は、本事業の採択に関する審査、及び採択企業に対する支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が環境省のほか BCG にも、共有されることに同意すること。

② 本事業に関する参加企業の交通費等は、参加企業が負担すること。

③ 本事業に参加する企業は、環境省 WEB サイト等において支援事業の参加企業として公表する。また、不採択となった企業は公表しない。

④ モデル事業において作成した資料の著作権は環境省及び BCG に属し、参加企業は非独占的使用権を許諾されるものとする。(複製、改変に関しては自己利用のみ可能。)

⑤ 合同報告会にかかる資料の著作権については、参加企業に属するものとする。ただし、環境省ホームページの著作権に関する規定(※)に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意すること。

(URL) <http://www.env.go.jp/mail.html>

⑥ 本事業において、環境省及び BCG に提供された企業情報及び個人情報については、本委託事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省、BCG が使用することに同意すること。

⑦ 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本事業を中止する場合があります。

- ⑧ 参加企業は、参加企業の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとす。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。

3.5 お問い合わせ先

ボストン・コンサルティング・グループ合同会社

E-mail: SBTsupport2022@bcg.com

個人情報のお取り扱いについて

モデル事業の応募申請書に記載されるご本人様の情報は、「個人情報」に該当しますので、ボストン・コンサルティング・グループ合同会社（以下、当社といいます）が、個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご応募くださいますようお願いいたします。

1. 個人情報の取扱いは、「個人情報のお取り扱いについて」(当資料)に従って対応いたします。
2. ご連絡いただいた個人情報は、以下の目的のために利用します。
 - ① 「令和4年度大企業のサプライチェーン全体の脱炭素化推進モデル事業」に関するご連絡。
3. ご連絡いただいた個人情報の利用について
 - ① 2. に示す利用目的の範囲を超えて、ご担当者様の個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。
 - ② 2. に示す目的に限り、ご担当者様の個人情報を本事業の委託元である環境省に提供いたします。
 - ③ 利用目的終了後は、当社管理分については当社が責任を持って廃棄いたします。

【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口】

開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記窓口までご連絡下さい。

ボストン・コンサルティング・グループ合同会社 小川 卓也

電話：03-6387-2724、E-mail：ogawa.takuya@bcg.com

【当社の個人情報保護管理者】

ボストン・コンサルティング・グループ合同会社 竹田 泰代

電話：03-6387-2732、E-mail：takeda.yasuyo@bcg.com

当社の「プライバシーポリシー」をご覧になりたい方は

<https://www.bcg.com/about/privacy-policy> をご覧下さい。